

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年5月18日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構本部

総務部長 江口 孝司

1 売払に付する物件の表示

(1) 物件の種類 土地・建物(詳細については入札説明書による。)

(2) 物件の表示

[土地] 全1筆

| 地番 | 地目 | 用途地域 | 地積 |
|-----------------|----|---------|--------------------------|
| 群馬県沼田市上原町1551-4 | 宅地 | 第1種住居地域 | 17,349.23 m ² |

[建物] 主たる建物のみを記載(詳細は入札説明書参照)

| 建物名称 | 所在 | 構造 | 建築面積 | 延床面積 | 建築年月 |
|------|-----------------|--------|-------------------------|-------------------------|---------|
| 病棟 | 群馬県沼田市上原町1551-4 | RC造4階建 | 1,772.35 m ² | 6,656.73 m ² | 平成28年4月 |

他20棟 建物全体延べ床面積 16,295.71 m²

その他、建物の付属建物及び本件土地上に存在する一切の構築物を含む。なお、物件の詳細については、入札説明書による。

※上記の土地建物は一括売却とする。

(3) 物件の特質等 詳細については入札説明書による。

(4) 代金納付期限 契約締結後30日以内

(5) 入札方法

① 入札金額は上記、(2)物件の表示にて記載した物件の一括購入金額を記入すること。

② 第一交渉権者の決定については、前記①の金額をもって評価する。

2 競争参加資格

(1) 法人又は団体において、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱規則(以下「契約細則」という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。なお、契約規則第5条とは下記の通りである。

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

3 入札書の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒152-8621 東京都目黒区東が丘2丁目5番21号
独立行政法人国立病院機構本部 総務部総務課 会計係
電話 03-5712-5050
E-mail 700-kaikei●mail.hosp.go.jp

(迷惑メール防止のため、●は@に置き換えること)

(2) 入札説明書等の交付方法

(1) の交付場所にて交付する。ただし、電子媒体による交付を希望する者は、件名に「【沼田病院土地・建物等の売払】入札説明書等交付希望」と記載し、(1) に記したメールアドレスに連絡すること。

4 入札執行等の日時及び場所

(1) 入札書の受領期限

令和8年6月18日(木)17時00分(郵送する場合には受領期限までに必着のこと)

(2) 開札の日時及び場所

令和8年6月19日(金)14時00分 旧沼田病院 会議室(群馬県沼田市上原町 1551-4)

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約金額の10%(契約締結後10日以内に納付すること。また、1(4)に定める期間内に代金を納付しない場合にも契約保証金については返還しない。)

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者の提出した入札書、資料に虚偽の記載をした者の入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 交渉権者及び契約価格の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格以上の価格をもって入札を行った者

を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下「第一交渉権者」という。)の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行う事ができる。

(6) 手続における交渉の有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 詳細は入札説明書による。